

質疑回答書(参加表明)

2026年6月22日

参加者各位

町田市長 稲垣 康治

参加表明に関する質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務委託			
【担当者名】政策経営部企画政策課			
【電話】直通 042-724-2103			
No.	資料名 P. O	質疑内容	回答内容
1	プロポーザル説明書 P.1 第2節	(1)技術協力業務委託者 文中の「発注者の決定する予定価格」とは、「参考工事費」を指すのでしょうか。実施設計後に改めて設定する価格の事でしょうか。	発注者が定める予定価格は、実施設計完了時点で最新の単価で設定いたします。
2	プロポーザル説明書 P.2 第3節	(2)選定方式 文中「必要に応じてヒアリングを実施」とありますが、9月24日(木)に予定されている「ヒアリング」が必要となる可能性があるという事でしょうか。	ヒアリングは実施します。プロポーザル説明書を修正します。
3	プロポーザル説明書 P.4 第5節	(4)工期 「技術協力業務の中で決定する」とありますが、貴市が想定している工期及び開設時期をお示しください。	2031年1月の引渡しを想定しており、2030年度中の開設を予定しています。なお、ECI方式の導入により、工期短縮を期待しております。
4	プロポーザル説明書 P.4 第5節	「第1章 第5節 工事の概要」には、工期・技術協力業務の中で決定するとありますが、少なくとも施工費が可搬しを行う時期の設定があればお教えください。	No.3を参照ください。
5	プロポーザル説明書 P.4 第5節	(10)参考工事費 お示しの金額は2026年5月時点とありますが、工事請負契約締結予定の2027年12月時点までの物価上昇に対する貴市の考えをお示しください。	参考工事費は、2026年5月時点の工事費であり、工事請負契約にあたっては、実施設計完了時点での最新の単価で予定価格を設定いたします。
6	プロポーザル説明書 P.5 第7節	(4)文中に「特定建設共同企業体を結成することができる」とありますが、任意との理解で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
7	プロポーザル説明書 P.5 第7節	「第7節 工事請負契約までの過程 (5)」 実施設計完了後に積算を行う予定ですが、予定価格の設定は実施設計完了後の単価で設定されるという理解で宜しいでしょうか。	発注者が定める予定価格は、実施設計完了時点で最新の単価で設定いたします。
8	プロポーザル説明書 P.6 第1章 第7節 (8)	「技術協力業務委託者が所有する特許技術を使用した技術協力提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、設計者と再委託契約を結び、「その他の設計者」として技術協力提案を反映すべく設計協力を行う」とありますが、委託契約締結により、設計者から委託費が支払われるとの認識でよろしいでしょうか。	採用された技術協力提案の内容により、市、設計者及び技術協力業務委託者と協議のうえ判断します。
9	プロポーザル説明書 P.8	第1節 (1) 配置予定者について 配置予定のプロフェッショナル責任者について、業務委託契約書契約前であれば、当初予定者と同等以上の資格・実績を有する者に変更することは可能でしょうか。	プロポーザル説明書P.11第2章第3節(4)に記載のとおり、事故等のやむを得ない事由を除き、不可とします。
10	プロポーザル説明書 P.8 第10節	(9)文中に「公共施設の新築、改築又は増築工事の実績」とありますが、(事業者選定基準P5 別表) 実績評価の施工実績の評価項目では、同じ部分が「複合施設」と記載されておりますが、どちらが正しいでしょうか。	参加資格についてはプロポーザル説明書第10節に記載のとおりであり、評価における加点項目については事業者選定基準別表に記載のとおりです。
11	プロポーザル説明書 P.8 第1章第11節(1)(2)	「第1章第10節(9)の工事に監理技術者又はそれに準ずる経験者として従事した経験者有すること」とありますが、それぞれ、従事期間の割合基準はごさいますでしょうか。	個別の従事期間割合に関する明確な基準は設けておりませんが、該当業務において主体的に関与した実績であることを前提とします。
12	プロポーザル説明書 P.13 第4章第1節	(4)提出部数 ②技術提案書:8部提出の(クリップ止め)クリップの種類・止める個数・位置をご指示下さい ③「3」の書類の綴め方及び体裁をご指示ください。	指定はありません。
13	プロポーザル説明書 P.15 第4章第2節	(3)技術協力業務委託費の作成 提出金額によって、評価への影響はあるのでしょうか。	評価に影響はありませんが、プロポーザル説明書P.18第7章第1節(12)に記載のとおり、技術協力業務委託費の上限を上回る金額を提示した場合は失格となります。
14	プロポーザル説明書 P.16 第5章第1節	(2)実施場所・実施時期 6月24日(木)の実施は確定でしょうか。想定されている1社の持ち時間及びプレゼンテーションとヒアリングの時間配分をご教示ください。	前段:2026年9月24日(木)にプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。 後段:プレゼンテーション30分・ヒアリング15分を想定しております。なお、詳細については、技術提案書提出者に対し、後日事務局より通知します。
15	プロポーザル説明書 P.18 第7章第1節 失格事項	(9)「1」の業務」とは、本業務と解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	プロポーザル説明書 P.19 第7章第4節 契約の締結	契約の締結とは、「基本協定書」、「パートナーシップ協定書」ではなく「技術協力業務委託契約」のみであるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	技術協力業務委託 特記仕様書(案) P.2～5 【業務仕様】2.業務実施計画書の提出 ～8留意事項 パートナーシップ協定書(案)P.1,2,4 「実施設計段階 役割分担表」 プロポーザル説明書 P.8 第1章 第11節(3)	技術協力業務委託費の上限金額で、履行期間業務を遂行するには、雇われた人数と効率的な業務内容をご提案する必要があります。 貴市が各業務において必要とする業務の具体的な内容及びその頻度をご指示下さい。 ・技術協力業務期間中の従事の度合い ・第三者会議(会議体の頻度、市内会議の頻度と資料作成のボリューム ・全ての関係者への窓口・対応・調整の度合い ・電話のやり取り含む打合せ記録作成の優先順位と度合い ・その他	各業務において必要とする業務内容は、「技術協力業務委託特記仕様書(案)」に記載のとおりです。 会議体の頻度は、市、設計者及び技術協力者の3者による協議を月1回程度行うことを想定しています。また、会議の取り仕切りは、原則として市及び設計者がとり行う予定です。 また、3者による協議とは別に、市及び設計者は、定例会を月に2回程度行うことを予定していますが、その定例会に必要に応じて、技術協力者にも参加いただく可能性もあると考えています。 具体的な業務内容や会議の頻度などは、協議の上、決定するものとします。
18	技術協力業務委託特記仕様書(案) P.3 3.(4)コスト管理支援 パートナーシップ協定書(案) P.2 第4条	今回、技術提案時に概算見積の提示がなく、参考工事費に対する妥当性が確認されない為、実施設計において、「工事費内訳明細書の作成・更新」また、発注者及び設計者からのVE提案等があった場合も工事費内訳明細書の作成」及び「コスト検証」にあたり、工事費増減の基準がありません。業務を推進するにあたり、貴市の見解をお示し下さい。	業務開始後に提示する基本設計時点の概算工事費の内訳を基に、工事費の検証及び管理を行ってください。
19	技術協力業務委託特記仕様書(案) P.3 3.委託業務(7)	「工事費内訳明細書については、2回程度の更新を想定しているが、発注者との協議により、適切に工事費を管理できる期間を設定し、その更新を行うものとする。」とありますが、発注者の都合により著しく更新回数が増えた場合は、契約金額の増額があるとの理解で宜しいでしょうか。	協議によるものとします。
20	技術協力業務委託特記仕様書(案) P.5 8.留意事項(3)	「8.留意事項(3)本特記仕様書において提示する内容に変更が生じた場合においても、原則として契約の変更は行わない。」とありますが、本業務の履行期間中、発注者等の事由による基本計画・実施設計の大幅な修正・面積の増減、主要構造・工法の根本的な変更等、当初想定を大幅に超える追加要望の発生等により、受託者の業務量が著しく増加した場合は、協議をお願いできますでしょうか。	協議を行うことは可能です。
21	情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書 P.1 2 第三者への提供の禁止	「2 乙は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。」とありますが、弊社の協力会社も対象でしょうか。また、「第三者」の定義をお示しください。	前段:貴社の協力会社等へ検証を依頼する場合においても、市の承諾を必要とします。 後段:「第三者」とは、市及び技術協力業務委託者を除く者となります。
22	基本協定書(案) P.2 第5条(工事請負契約手続等)	設計者から発注者が引き渡しを受けた設計成果物を元に、技術協力事業受託者が提出する見積書について。 第1項～第3項において発注者と技術協力業務受託者との間で価格交渉の上、交渉が成立し、その結果、第4項で技術協力業務受託者が提出した見積金額は、第5項で発注者が定める予定価格と同じ金額であると考えて宜しいでしょうか。	必ずしも同じ金額になるとは限りません。
23	業務委託契約書 P.2 第2条	「3 乙は、甲の承諾なく、仕様書に第三者に開覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。」とありますが、弊社の協力会社等へ検証を依頼する場合でも承諾を必要とするのでしょうか。また、承認に必要な日数をお示しください。合わせて、「第三者」の定義をお示しください。	前段:貴社の協力会社等へ検証を依頼する場合においても、市の承諾を必要とします。 中段:市の承諾には1週間程度を要すると想定されます。 後段:「第三者」とは、市及び技術協力業務委託者を除く者となります。
24	業務委託契約約款 特記事項(案) P.1 第3条 プロポーザル説明書 P.6 第7節(8)	技術協力業務受託者が設計の瑕疵について責任を負うのは、「所有する特許技術を使用した技術協力提案が採用され、その他設計者として設計協力を行った範囲で発生した瑕疵についてのみ」という認識で宜しかったでしょうか。	責任の範囲は特許技術を使用した技術協力提案に限らず、業務委託契約約款 特記事項(案) 第3条の記載のとおり責任を負うものとします。
25	工事請負契約約款 特記事項(案) 第6条	(補助金申請等に関する協力)について 本工事は国庫補助金等を行う予定はごさいますでしょうか。	現在、補助金の活用について検討中です。
26	事業者選定基準 P.5 別表 評価項目及び配点	実績評価の「I「企業の施工実績」及びII「技術協力業務責任者の実績」の内容に「複合施設」とありますが、「公共施設」に読み替えて宜しいでしょうか。	不可とします。
27	事業者選定基準 P.5 別表 評価項目及び配点	II「技術協力業務責任者の実績」とありますが、上記「様式2 参加資格要件チェックリスト 12」から「プロジェクト責任者の実績」ではないでしょうか。ご確認願います	事業者選定基準に記載のとおりです。
28	プロポーザル参加申請書に添付「様式2 参加資格要件チェックリスト」	10「次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置すること」の項目には確認へのチェックのみで確認書類は不要で宜しいでしょうか。	資格証明、健康保険証等及び実績確認書類を提出してください。また、「様式3-2 プロジェクト責任者の経歴等」を「様式3-2 技術協力業務責任者の経歴等」に修正します。プロポーザル説明書及び様式集を修正します。
29	プロポーザル参加申請書に添付「様式2 参加資格要件チェックリスト」	11「本工事を契約する場合契約時において次の項目を満たす監理技術者を専任配置すること」の項目には確認へのチェックのみで確認書類は不要で宜しいでしょうか。	資格証明、健康保険証等及び実績確認書類を提出してください。また、「様式3-3 監理技術者の経歴等」を追加します。プロポーザル説明書及び様式集を修正します。
30	プロポーザル参加申請書に添付「様式2 参加資格要件チェックリスト」	12「上記10技術協力業務責任者又は上記11監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として配置すること。」は、チェックのみではなく、確認書類が必要との理解で宜しいでしょうか。	様式3-2の修正及び様式3-3の追加に伴い、様式2の12は確認書類のチェックのみとし、確認書類の提出は不要とします。
31	プロポーザル参加申請書に添付「様式2 参加資格要件チェックリスト」	12で、確認書類のプロジェクト責任者の経歴等の様式は、(様式3-3)ではなく、(様式3-2)ではないでしょうか。ご確認願います	No.30を参照ください。
32	技術提案書 様式7 実施方針	「様式7-1～7-1～7-4 Ⅲ 技術協力業務における実施方針」 「7-2～7-2～7-4 Ⅳ 工事施工における実施方針」 それぞれ、(A4 1枚)は厳守でしょうか。	お見込みのとおりです。